

（空地及び空家の管理）

第 25 条 空地（農地、山林に接する土地を含む。）の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、空地、空家等からの出火防止を図るため、空地については枯れ草の除去等を、空家については侵入防止措置等をそれぞれ所有者等に義務付けたものである。

1 第 1 項

(1) 「**空地**」とは、屋外の全ての土地の空間部分をいうものであり、法第 3 条で定める屋外のうちの空地をいう。

(2) 「**枯草等の燃焼のおそれのある物件**」とは、次のアからカに示すものが考えられる。

ア 枯れ草（枯れた草であり、青草は含まれない。）

イ ダンボール箱等の紙製品

ウ 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等

エ 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件

オ 廃プラスチック

カ ゴムくず

(3) 「**火災予防上必要な措置**」とは、本条が法第 3 条の裏がえしに空地の所有者等に枯れ草等の除去を義務付けたものであるから、その義務を履行させる行政上の手段としては、同条第 1 項各号に規定する措置が該当するものである。

2 第 2 項

(1) 「**空家**」とは、一定の期間、継続して使用しない状態におかれた建物をいい、現に人の住んでいない住宅や使用されていない事務所、工場等の建物のほか、居住者が長期にわたって不在の住宅、建替えなどのため取り壊すことになっている建物なども含まれる。

(2) 「**火災予防上必要な措置**」とは、当該空家にむやみに人が出入りできないように施錠すること、可燃性の物件及び危険物を除去することのほか、ガス・電気を遮断すること及び定期的に状況を確認することなどをいう。